

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第2項（変更なし）	第1条～第2条第2項（省略）
<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。また、積替保管の場所において手選別を行うことがあり得るものとする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>	<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>
第3条～第8条（変更なし）	第3条～第8条（変更なし）
<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p>	<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p>
第9条第2項～第13条（変更なし）	第9条第2項～第13条（省略）
<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表2に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>	<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表4に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>
第15条第～第16条、表1（変更なし）	第15条第～第16条、表1（省略）
<p>表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類及び保管上限</p>	<p>表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類</p>
表3 削除	表3（省略）
表4 削除（2018年6月1日）	表4（省略）（2018年4月27日）